

度会町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

度会町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 中川地区

(1) 現 状

町の西部に位置し、宮川本流域の農用地で、水稻、茶が主体です。

今後は、高齢化による離農化が進むことが予測され、現段階で立ち上がっている集落営農組織や認定農業者等を中心にした担い手農家への農地の集積を図り、農用地の利用を図ることが必要です。

また、当地区は一級河川にも指定された清流・宮川という特徴的な自然を有している。地域の自然環境を保全するために環境負荷の低減に配慮した農業を推進していくことが必要である。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払）、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 内城田地区

(1) 現 状

町の北東部に位置し、宮川本流域の農用地で、水稻、茶が主体です。

一部の地域で住宅地化してきているが、高齢化等による離農化が進むことが予測され、現段階で立ち上がっている集落営農組織や認定農業者等を中心にした担い手農家への農地の集積を図り、農用地の利用を図ることが必要です。

また、当地区は一級河川にも指定された清流・宮川という特徴的な自然を有している。地域の自然環境を保全するために環境負荷の低減に配慮した農業を推進していくことが必要である。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払）、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 小川郷地区

(1) 現 状

町の中部に位置し、宮川支流である一之瀬川流域の農用地で、水稻が主体です。今後は、高齢化による離農化が進むことが予測され、担い手農家を掘り起し、農地の集積を図り、農用地の利用を図ることが必要です。

また、当地区は一級河川にも指定された清流・宮川という特徴的な自然を有している。地域の自然環境を保全するために環境負荷の低減に配慮した農業を推進していくことが必要である。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払)、法第3条第3項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 一之瀬地区

(1) 現 状

町の南部に位置し、宮川支流である一之瀬川流域の農用地で、水稻が主体です。今後は、高齢化による離農化が進むことが予測され、担い手農家を掘り起し、農地の集積を図り、農用地の利用を図ることが必要です。

また、当地区は一級河川にも指定された清流・宮川という特徴的な自然を有している。地域の自然環境を保全するために環境負荷の低減に配慮した農業を推進していくことが必要である。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払)、法第3条第3項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	中川地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	内城田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	小川郷地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	一之瀬地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。